

平成22年10月27日付で、内閣官房から検討依頼があったもの

「総合特区制度」に係る自治体や民間からの  
提案を踏まえ、優先的に検討に着手すべき  
規制・制度改革について

内閣官房  
地域活性化統合事務局

# 目 次

1. グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略	
(1) 環境・エネルギー関連産業の 国際競争力の強化のための拠点形成【51件】	1
(2) 地域をエネルギー供給源とすることによる再生【60件】	3
(3) 国家戦略としての資源リサイクル【31件】	5
2. ライフ・イノベーションによる健康大国戦略	
(1) 今後の経済成長の柱となる 医療関連産業の国際競争拠点形成【52件】	7
(2) 医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会 に立ち向かう持続可能な地域システムづくり【41件】	13
3. アジア経済戦略	
(1) 日本のアジア拠点化【29件】 (グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み)	18
(2) 先進的な産業・研究開発拠点の形成【41件】	20
(3) 国際物流拠点等の国際競争力の強化【35件】	22
(4) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の 対外発信【12件】	24
4. 観光立国・地域活性化戦略	
(1) 観光立国の推進【37件】	26
(2) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化【31件】	28
(3) 森林・林業の再生と中山間地域の保全【18件】	30

※ 【】内は「関連提案」の数(各分野に関連すると思われる提案を当事務局で集計したもの)。  
※ 本資料に示す「地域の提案の概要」及び「優先的に検討に着手すべき規制・制度改革」は、「総合特区制度」に係る、450件に上る地方公共団体や民間からの提案等を踏まえ、内閣官房地域活性化統合事務局の責任において編纂したものである。

# 1. グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

## (1) 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成

### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：51件）

今後、成長著しい新興国を始めとして各国で地球温暖化や資源・エネルギー制約等への対応が必要となり、環境・エネルギー技術の需要が高まると想定される。我が国は、公害や石油危機といった課題を克服する中で築き上げてきた世界トップレベルの環境・エネルギー技術を有しており、この分野における我が国の強みを生かして、関連技術・システムの開発及び関連産業の育成を進め、国際競争力を更に強化していくべきである。

具体的には、モデル事業や所要の規制・制度改革等を通じ、新技術や新システムの導入に伴う課題を抽出し、解決を図るとともに、研究・開発・生産の拠点を集積させ、個別技術の開発のみならず、複数の技術等の有機的連携を促す。また、利用促進策の集中等により、次世代技術が実用化された都市を構築し、これをモデル都市として、内外への普及展開を図る。

例えば、次世代自動車産業については、充電設備等のインフラ整備や課金制度のあり方等の課題解決を図るとともに、技術・システムの検証、確立を目指す。

これらを通じ、環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化と、低炭素型社会の同時達成を目指す。

### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

#### ①電気自動車の充電に係る課金方法の整備

現状では、電気自動車への充電事業について明確なルールが示されていないが、今後の電気自動車の普及等を勘案し、充電設備の電気使用量に応じた課金（従量課金）が実施できるよう明確化を図る。【経済産業省】

## ②道路の占用許可基準の緩和

電気自動車の充電設備の設置について、道路占用の許可基準に係る「道路の敷地外に余地がないためやむをえないもの」を適用除外するとともに、道路法及び施行令に限定列挙されている占用物件に「電気自動車の充電設備」を追加する。【国土交通省】

## ③グリーン ITS の社会実験への周波数配分

プローブ情報を活用したグリーン ITS 関係の社会実験を可能とする、周波数インフラの優先配分を行う。【総務省】

## ④燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る環境整備

水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成することにより運用基準を明確化するなど、水素ステーション設置促進のための環境の整備を行う。また、総合特区内において、水素の貯蔵等を行う水素ステーションの立地に関する建築基準法上の規制を緩和し、水素ステーションの設置の促進を図る。【経済産業省・国土交通省】

## ⑤太陽光発電の設置等に伴う電気主任技術者の選任に係る規模要件の緩和

20kW 未満の太陽光・風力発電設備、10kW 未満の水力・火力・燃料電池発電設備は、一般用電気工作物とされているが、それ以上のものは、事業用電気工作物とされ、電気主任技術者の選任が義務付けられている。今後の太陽光発電設備等の更なる普及を勘案し、安全の確保を前提とした上で、規模要件等を緩和する。【経済産業省】

## ⑥太陽光発電設備等に係る建築基準確認申請の不要化

4 m を超える太陽光発電設備の架台の構造基準について、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象から除外する。【国土交通省】

⑦低炭素化に資する設備・建物を導入した場合の容積率緩和

建築物に、高効率ヒートポンプ、蓄熱システム、燃料電池、未利用エネルギー活用等、大幅にCO<sub>2</sub>の削減が可能となる高効率設備を導入するインセンティブとして、これら設備を導入した場合に容積率を緩和する特例措置を講ずる。【国土交通省】

⑧省エネ機器や自動車蓄電池を多様に組み合わせたホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)住宅普及の為の容積率緩和

省エネ機器や自動車蓄電池を多様に組み合わせたホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)住宅について容積率を緩和する特例措置を講ずる。【国土交通省】

(2)地域をエネルギー供給源とすることによる再生

○総合特区に関する地域の提案の概要 (関連提案：6.0件)

各地域に賦存する太陽光、風力、木質や畜産などのバイオマス、水力、地熱などの特長ある再生可能なエネルギー資源のポテンシャルを活かし、これらの資源を地域産業や交通システム等に活用することで、エネルギーの地産地消、地域内での資源循環等を推進し、地域経済の活性化を実現し、地域の再生を図る。

例えば、太陽光発電、風力発電等を一定程度備えた低炭素型都市・地域において、新たなエネルギーネットワークシステムを構築するための先駆的モデル事業を実施し、新技術や製品・システムの開発、早期実用化を通じて、地域の産業や雇用を創出する。

工場、事業所、戸建住宅、集合住宅等における太陽光発電の導入を積極的に推進するとともに、小水力発電の導入を図る。これら太陽光、水力等の地域にあるエネルギー資源を活用することで、コミュニティビジネスとしての展開を図る。

○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

①木質バイオマス等の再生利用の促進

既存制度 (再生利用指定制度等) のより一層の活用を図り、エネルギー

ギー利用を目的とする木質バイオマス等の再生利用を促進する。【環境省】

②太陽光発電の設置等に伴う電気主任技術者の選任に係る規模要件の緩和（再掲）

③小水力発電の設置に伴うダム水路主任技術者選任の緩和

ダム水路主任技術者の選任について、既に外部委託が認められている電気主任技術者と同様に外部委託を可能とする。委託先としては、水力発電事業を行っている地方公営企業や電力会社、水力発電所の電気保安業務の受託実績がある団体等が考えられる。【経済産業省】

④太陽光発電設備等に係る建築基準確認申請の不要化（再掲）

⑤他の水利使用に従属する小水力発電の許可申請の簡素化・迅速化

小水力発電の積極的かつ円滑な導入を図るため、小水力発電を行う際の流水の占用の許可について、許可済の他の水利使用に従属し、河川流量に新たな影響を及ぼさない場合には、複数の発電設備の設置について包括的な流水の占用の許可を可能とするなど、許可手続の簡素化・迅速化を図る。【国土交通省】

⑥海岸保全区域又は港湾区域内における再生可能エネルギー設備設置に係る許可基準の明確化

海岸保全区域又は港湾区域における工作物の設置については、許可基準が明確でないことから、許可基準を明確化する等により、再生可能エネルギー発電・利用設備を設置可能とする。【農林水産省・国土交通省】

⑦低炭素化に資する設備・建物を導入した場合の容積率緩和（再掲）

### (3) 国家戦略としての資源リサイクル

#### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：31件）

産業の源となる資源に乏しい日本では、アジア地域の経済発展に伴う資源の国際需給の逼迫、国際価格の高騰を背景に、安定確保のための国家戦略の一つとして、資源リサイクルの推進を重要な柱とすることが必要。一方で、リサイクル可能なものであっても、排出時の判断や分別収集方法により、焼却、埋立処分に回され、希少資源の消失、CO<sub>2</sub>の排出増を招いている。

このため、リサイクル推進の観点から規制を見直し、例えば、プラスチックのリサイクルについて必要な制度の見直しを行い、焼却から再生へと転換させ、プラスチック由来のCO<sub>2</sub>排出量を抑制するとともに、世界最先端の化石系廃棄物再生技術・システムを構築する。

農林水産分野では、畜産バイオマスや木質系バイオマスなどのポテンシャルを活かし、資源循環型のシステムを構築する。

#### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

##### ①容器包装以外のプラスチックのリサイクルのために必要な制度改革 （都市油田特区）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項の「分別基準適合物」の規定について、容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合状態でも収集を行い、それぞれの比率に応じた事業者と市町村の応分の費用負担によりリサイクルすることができるよう措置を行う。（現行制度において、混合収集物については容器包装プラスチックも市町村の負担で処理することとなっている。）【経済産業省・環境省】

##### ②木質バイオマス等の一般廃棄物・産業廃棄物の適用除外（再掲）

##### ③メタン発酵消化液や堆肥の肥料取締法上の規制緩和

家畜ふん尿をメタン発酵させた際に生じる消化液を液肥や堆肥として流通する際は、肥料取締法において普通肥料（農林水産大臣登録）

となる。植物の生育等に有害な成分を含む可能性がないものについては、メタン発酵させた家畜ふん尿についても通常の家畜ふん尿の堆肥と同様に特殊肥料（都道府県知事への届出）として扱えるようにする。

**【農林水産省】**



## 2. ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

### (1) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成

#### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：52件）

ライフサイエンス分野は、高度な知識集約型産業分野であり、再生医療やがん治療等の先端医療、革新的な新医薬品、医療機器の開発等大きなイノベーションによる飛躍的な成長が期待できる分野である。

このように、産業構造転換の柱として期待される医療関連産業であるが、海外との熾烈な競争、規制に伴う課題等を抱えているのも事実であり、こうした課題を克服した上で、最先端の医療技術、研究開発能力、医療関係人材の質の高さ等、我が国の強みをフルに活かし、革新的な医薬品・医療機器・先端医療を創出するための環境を整備することにより、国際競争力を強化し、我が国経済成長のエンジンとしていくことが必要である。

#### (ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ問題の抜本的な解消)

その前提として、欧米主要国で販売されている医薬品、医療機器が我が国に上市されるまでに時間がかかる、いわゆる「ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ問題」の解消が必要である。これまでも同問題の解消に向けて様々な取組が行われてきたところであるが、例えば、国内医薬品、医療機器製造企業が画期的な新医薬品・医療機器を開発しても、審査など上市に至るまでのプロセスに多大な時間とコストを要することで、国内における開発意欲を喪失してしまう＝我が国市場の魅力の低下による「日本離れ」の恐れがあるばかりか、海外の最新医薬品、医療機器へのアクセスが遅れ、国民が迅速に最高水準の医療を受けることへの障壁となることから、この解消は急務となっている。

そのため、国内で開発された医薬品、医療機器が、いち早く上市できるように審査体制の強化、すなわち、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員の増員のほか、総合特区内への支所の設置も含め、承認審査や開発段階からの事前相談体制の強化、更なるスピードアッ

プなどを図っていく必要がある。

さらに、欧米など諸外国で承認されている世界標準の国内未承認医薬品、医療機器等の試験的使用のほか、保険外併用療養費制度の柔軟化など、重篤な疾病等を抱える患者とそれに向き合う医療現場の切実な要望に一刻も早く応え、救える命を可能な限り救う体制を整備していく必要がある。

#### (革新的な医薬品、医療機器、再生医療等の先端医療の創出)

安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品、医療機器、再生医療等の先端医療の研究開発を推進するため、安全と安心を確保しつつ、必要な規制の見直しを進めるとともに、研究開発から実用化までのインキュベーション機能や情報発信機能を備えた国際競争拠点を形成し、世界最先端の医療拠点として、世界に先駆けて医薬品、医療機器、先端医療の開発、実証、提供を行う。また、大学、医療機関、研究機関、医薬品、医療機器製造企業等が集積・連携し、研究開発や人材育成、参入促進といった取組を推進する。

そのためには、特に、中核的な医療機関を核とした先端医療の臨床研究の促進を図り、科学力の粋を結集したヒト幹細胞を用いた再生医療の実用化や、医工連携の下、シーズとニーズの的確かつ実践的なマッチングによる日本の誇るものづくり技術を活用した医療機器の開発、イメージング技術等を活用した革新的創薬による有効かつ安全・安心な新薬の開発期間短縮及び効率化等を推進していくことが必要である。

併せて、医薬品、医療機器の審査の迅速化に加え、これらの開発に必須である治験について、「高コスト・スピードの遅さ」により多くの企業がこれまで国内の治験を断念し、諸外国にて行ってきた現状を踏まえ、総合特区内において迅速な治験の実施体制を整備する必要がある。

これらの取組により、医薬品、医療機器製造企業等の投資を国内に向け、海外の医療人材の育成等とセットにした医薬品・医療機器の海外展開促進を目指す「メディカルクラスター」を形成し、利用者のニーズに応じた質の高い医療・介護サービスを効率的に提供する体制を整備するとともに、国内外から患者、高度な医療機関、医療関係者を

引きつけ、医薬品産業、医療機器産業の国際競争力をさらに強化し、我が国経済成長の一翼を担っていく。

(国際連携の強化による医療水準の底上げとアジア等海外への展開)

上記の取組に当たっては、高度医療関係人材など外国人人材の積極的な誘致によりイノベーションを促進し、革新的な医薬品、医療機器、先端医療を創出することが求められる。

また、これらの成果を活用して、外国人医師をはじめ、海外の医療関係人材を対象として、最新・高度な医療機器の適切な操作方法を習得できる体制を整備するなど、急成長するアジアをはじめとする海外医療市場を取り込み、我が国の関係産業の発展と医療水準の底上げを図っていく。

この際、行政は、国際医療交流の拠点作りに向けた取組を行うとともに、民間の活動や投資の促進を図るため、進出事業者や医療関係者のネットワーク構築等の支援を行い、民間は拠点づくりのプレーヤーとして、自ら積極的に参画することも必要である。

(統合医療に関する調査・研究の推進)

国民的な疾病であるがんをはじめ、未病状態での予防医療から、治療中、更には治療後における在宅・緩和医療等の補完代替医療を含め、エビデンスに基づく統合医療 (EBIM) を充実させ、患者のQOLの向上に繋げていくため、統合医療に関する調査・研究、教育を一体的に推進する。

○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

i) ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ問題の抜本的な解消

①PMDAが採用した民間経験者に対する承認審査、事前相談への従事制限の緩和

民間経験者を独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) に採用し、当該経験者が支所で承認審査、事前相談に従事する場合における就業制限を緩和する。【厚生労働省】

②新医薬品に対するGMP適合性調査権限の移譲

新医薬品に関する一定期間経過後のGMP（医薬品の製造管理及び品質管理基準）適合性調査については、通常、PMDA（医薬品医療機器総合機構）が実施しているが、当該権限を総合特区の実施主体に移譲し、迅速な調査を実施し、医薬品を製造しやすい環境を整備する。

【厚生労働省】

③国内では未承認の医薬品・医療機器に関する試験的使用の容認

米国、EUといった主要先進国で承認を受けて実績を有するものの、国内では未承認となっている医薬品・医療機器について、一定の要件の下、必要とされる患者への試験的使用を認める。【厚生労働省】

④保険外併用療養費制度の柔軟化

保険診療と保険外診療の併用が認められる保険外併用療養費制度について、一定の要件の下、総合特区内に設置したコンソーシアムが高度医療評価の実施を行い、厚生労働大臣に対しては事後届出制を導入すること等によって、制度の柔軟化、迅速な運用を図り、高度医療、先進医療の発展を加速化する。【厚生労働省】

⑤コンパッショネートユース（人道的使用）の検討、特区における先行試験的实施

コンパッショネートユース（人道的使用）について検討に着手し、総合特区において先行試験的に実施する。【厚生労働省】

ii) 革新的な医薬品、医療機器、再生医療等の先端医療の創出

<シーズのマッチングに必要な臨床研究の推進>

⑥ヒト幹細胞を用いた臨床研究を迅速に実施するための特例（手続の簡素化）

再生医療の鍵を握るヒト幹細胞を用いた臨床研究に関しては、通常、厚生労働大臣の意見を聴取した上で実施することとされているが、総合特区内に設けたコンソーシアムがその安全性、有効性等を確認した

上で実施を許可し、厚生労働大臣には事後届出とすることで、迅速な臨床研究を推進する。【厚生労働省】

⑦臨床研究に係る病床規制特例（特例措置の適用・手続の簡素化）

臨床研究の推進に必要な病床については、特例病床として、医療法に基づく病床規制における病床数の上限値を超えた設置を許容する。

また、特例病床の設置許可に当たっては、通常、厚生労働大臣の事前協議・同意が必要とされているが、総合特区においては、事後承認を導入するなど、手続きを簡略化することで必要な病床数を迅速に確保し、臨床研究を推進する。【厚生労働省】

⑧新規医療機器の臨床研究を促進するための医師・企業連携による臨床研究の容認

新規の医療機器については、通常、医師自らの開発・主導の下での臨床研究は認められているが、総合特区内においては、産学連携により開発した新規の医療機器について、医師・企業共同で臨床研究を可能とすることで、速やかに製品化に向けた治験へと結び付け、医工連携による医療シーズとニーズのマッチング、新規医療機器の開発を加速化する。【厚生労働省】

⑨サージカルトレーニングの導入

新医療機器等開発、手技向上のためのサージカルトレーニングを導入する。【厚生労働省】

<安全性・有効性を確認するための治験の推進>

⑩重点疾患・分野に関する迅速な治験の実施

総合特区において、重点疾患・分野に関する臨床研究コンソーシアム（WG）を形成し、医療機関の枠を超えた治験審査委員会の設置、治験開始手続きの緩和等など、安全性・有効性に関する評価の柔軟化・迅速化により、速やかな治験を実施する。【厚生労働省】

⑪治験中における新規医療機器の仕様変更

新規の医療機器の治験中、医療現場の声を踏まえ、当該機器の品質・性能向上のための仕様変更、改良を一定の要件の下で可能とすることで、これまでの治験データを活用し、迅速な機器の開発を促進する。

【厚生労働省】

⑫治験に係る病床規制特例（手続の簡素化）

治験等に必要の特例病床の設置許可に当たっては、通常、厚生労働大臣の事前協議・同意が必要とされているが、総合特区においては、事後承認を導入するなど、手続きを簡略化することで必要な病床数を迅速に確保し、治験等を推進する。【厚生労働省】

⑬医師個人を実施主体とする治験契約の容認

通常、医療機関を実施主体とする治験契約しか認められていないが、総合特区において、第三者的なチェック機能の充実などを要件として、医師個人を実施主体とする治験契約を認め、治験の実施を推進する。

【厚生労働省】

iii) 国際連携の強化による医療水準の底上げとアジア等海外への展開

⑭「医療滞在ビザ」（仮称）の創設及び在留資格の明確化

海外の患者が日本の高度な医療を円滑に受けられるよう「医療滞在ビザ」（仮称）を創設するとともに、入院等の長期間の滞在を予定する外国人患者に対する在留資格の明確化を行い、外国人患者の積極的受入を実施する。【法務省・外務省】

⑮外国人医師の国内での診療に係る臨床修練制度の弾力化

日本の医師免許を有さない外国人医師の日本国内における診療に係る臨床修練制度について、外国人医師による指導等も含め、制度の柔軟化を図り、外国人医師が診療に従事しやすい体制を整備する。【厚生労働省】

⑯外国人医師等の受入促進

ポイント制の導入により円滑な入国や安定的な在留を保障する等の出入国管理上の優遇措置を講じ、外国人医師等の受け入れを促進する。

【法務省・厚生労働省】

⑰日本の医療関連免許を有する外国人医療従事者に対する在留期間の見直し

現行では、日本の歯科医師免許を有する外国人歯科医師に対しては6年以内、同じく看護師免許を有する看護師に対しては7年以内といった在留期間制限が課されているが、国内で働きやすいよう在留期間を見直すことで、これらの外国人医療従事者の積極的な受入を後押しする。【法務省・厚生労働省】

iv) 統合医療に関する調査・研究の推進

⑱統合医療に係る保険外併用療養費制度の適用

統合医療について、有効性・安全性に係る科学的根拠を確立していくために、通常の保険診療との併用を認め、患者の負担軽減を図ること、エビデンスの収集を推進する。【厚生労働省】

⑲統合医療を担う医師等の人材育成の促進

統合医療に関する的確な専門的知識を有する医師等を養成するために、大学医学部の設置又は既存医学部の収容定員増を認め、統合医療を担う人材の体系的な育成を推進する。【文部科学省】

(2) 医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムづくり

○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：41件）

今後、2025年頃には、65歳以上人口が全人口の30%超に達し、また、いわゆる団塊世代が75歳以上に突入する時代を迎え、地域活力の低下、社会保障コストの増加は避けられない。これらを回避する

ための中長期的な国家戦略に基づき、「先進施策の展示自治体」において、財政的に持続可能な枠組みを構築した上で、公民連携を促進し、地域の新しい公共による広範かつ力強い支えが可能となるための取組を特区において実施することが必要。これにより、持続可能な地域医療・介護・福祉を構築する。

#### (遠隔医療等による地域医療再生モデルの構築)

まず、医療面において、離島などの僻地でも適切な医療を提供することで、医療過疎による限界集落化を防ぎ、人口流出の抑制、移住の促進を図り、地域の活力の維持・向上を図るとともに、国土の保全や環境の維持の一助とする。

また、離島や僻地の住民や高齢者など交通弱者といわれる人々に対しても、中核病院と同じような診療が受けられることを目指し、地域医療支援や国際医療交流推進を視野に入れた「遠隔診断」「遠隔治療」「遠隔保健指導」を先駆的に実施する「テレメディカルセンター」を整備するほか、医師や看護師など医療従事者の「養成」「確保」「派遣」を行う組織の新たな設置や、遠隔診療を行う新たな施設の整備を進める。また、大学病院の電子カルテと調剤薬局を連携する電子処方せんシステムの開発も進める。

規制緩和などの特例措置を活かすことで、地域医療の崩壊を防ぐとともに、産官学民が一丸となり、自立した持続可能な地域医療システムを構築し、全国的課題である地域医療再生のモデルを構築する。

#### (健康寿命を長期化し、社会全体が健康に投資する地域システム作り)

また、健康管理の分野では、住民の健康作り活動を官民挙げて支援し、住民の生活機能を維持することによって、高齢者の社会参加を促し、住民が皆、幸福に加齢する社会を目指す。これにより、市民の健康寿命期間の長期化を図り、社会・経済活力の低下を回避し、高齢者の生活の質を上げるとともに、将来の医療費・介護費の低減を図る。このため、行政のみではなく、民間セクター・住民も含めた社会全体が健康に投資する環境を整備する。

具体的には、大学、健診事業者、健康保険組合、民間の健康サービ



事業者が共同で、医療・健診・健康情報などを集約管理するデータベースを構築し、個人の健康情報を一元管理し、健康増進施策の市民全体の波及、取組へのインセンティブの確保等を通じ、地域を中核とした総合的健康づくり施策を進める。

これらにより、社会全体に広がっていない健康増進施策の市民全体への波及、健康増進による医療費削減のエビデンスを示す統計データの整備と、取組へのインセンティブの確保、民間も持続可能なビジネスモデルの確立等を進める。

また、EHR (Electronic Health Record) ネットワークシステムの構築により、個人の健康情報を活用し、個人にあったオーダーメイドのサービスを提供するビジネスの拡大を図る。

#### (「新しい公共」による新たな障がい者支援システム)

障がい者福祉においては、これまで福祉サービスの給付とその財政負担ばかりが議論されてきた面もあるが、新しい発想によって、高い品質・価値を持つ政策、制度、取組を「新しい公共」(地域の担い手)が企画・実践・管理し、持続可能な事業手法・社会的な仕組みを構築する。

可能な限り、福祉的就労から一般就労への機会をきめ細かく提供し、扶助費に頼らず社会貢献し、自らの力で納税の出来る生活を実現するため、障がい者の就労場所、支援機関を確保するための仕組全体を、行政と地域の主体(社会福祉法人、NPO、ボランティア、大学、事業者等)が連携した「新しい公共」により、管理・運営していく。

#### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

##### ①分散保有されている医療・健康関係データの地域の機関への集約化

健康保険組合等の保有する医療費データ、事業者等の持つ健康診断データ、医療機関の保有する診療録や電子カルテ等の個人情報について、当該市民の健康状況や医療費の把握、医療費削減につながる各種施策の効果把握のために必要な情報に限り、効果を検証する機関(市町村や大学等)による照会を可能とする。

もしくは、一定の条件(匿名化等)のもとでは提供が可能である旨、

関係機関に周知を図る。【厚生労働省】

②離島・へき地の患者への遠隔診療、処方の実現

へき地や離島などで直接の対面診療を行うことが困難である場合やこれに準じる場合等、一定の条件下で遠隔診療が認められている。へき地や離島などに住む患者の利便性向上のため、この限定をさらに拡大する。

また、処方せんにより調剤された薬剤の授与に際し、薬剤師が対面により行うことが必要とされているが、へき地や離島の患者の利便性の向上を図るため、遠隔モニターによる服薬指導等を可能とする。【厚生労働省】

③高齢者向けグループホーム、デイサービスへの障がい者受入れ要件の緩和

障がい者が、障害者自立支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用を定員の範囲内で可能とし、基準該当生活援助として自立支援給付の対象とする。

また、障がい児（者）を自宅で介護する家族の負担を軽減するため、指定通所介護事業所において障がい児（者）の宿泊を可能とする。【厚生労働省】

④障がい者雇用に係る情報の「新しい公共」との共有・一元化

障がい者の自立を促すために、障がい者雇用を行う事業者に対して、「障がい者雇用関連サービスのワンストップ化」を行い、時間コスト・事務コスト等を低減する。具体的には、障がい者の就労支援および斡旋、仲介、フォローアップについて、NPO等の「新しい公共」にその権限・管理・責任等を一元化することを可能とする。【厚生労働省】

⑤自家用有償運送に係る権限委譲等

明らかに交通事業者の参入が困難な過疎地や中山間地域の高齢者や障がい者のモビリティを確保すべく、NPO等が有償で自家用車を用

いて通院や買い物時の送迎等を実施する自家用有償運送制度について、登録事務を自治体に委譲する。また、自家用有償運送制度の円滑な実施に向けて、登録の際の要件となっている運営協議会の運営方法を改善する。【国土交通省】

⑥介護保険事業計画における計画水準を超えた施設整備

介護保険法では、介護保険事業計画に定められた計画水準を超えて新規施設を整備することができないが、計画水準を超えた施設整備を認めることにより、介護関連施設の立地を促進することを可能とする。

【厚生労働省】

### 3. アジア経済戦略

#### (1) 日本のアジア拠点化

(グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み)

##### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：29件）

成長著しい東アジアの諸都市は、国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国境を越えた企業・人材・投資の獲得競争が激化している。こうした状況の中で、我が国が引き続き成長していくためには、アジアにおけるビジネスやイノベーションの拠点として、高付加価値型の外国企業や研究機関等を積極的に誘致するとともに、グローバル人材の育成と高度人材等の受け入れを拡大していくことが不可欠である。

外国企業等を呼び込むための環境整備として、ビジネスマッチングの場を提供するなど、入居企業の経営支援や高度人材やその家族の生活支援などきめ細かなサポート体制を整備する。

また、世界トップレベルの優れた人材の受入基盤を整備し、これらの高度人材を中心としたグローバルな人的ネットワークを形成するとともに、国内の研究者等の交流や共同研究の場を提供することで、グローバル人材の育成を目指す。

加えて、土地の高度有効利用を図るとともに、見本市や国際会議など大規模コンベンション機能を一層充実させ、観光の魅力も活かしながら、グローバルスタンダードの都市としての環境を整備する。

これらにより、日本の都市を、国際競争力のある都市としてのブランドを確立することで、グローバル企業、高度人材、投資を呼び込み、日本の成長を牽引する拠点として機能させる。

##### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

###### ①高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入

外国人研究者、経営者等の高度人材の受け入れを促進するための措置として、ポイント制を活用し、円滑な入国や安定的な在留を保障す

る等の出入国管理上の優遇措置を講ずる。【法務省・厚生労働省】

## ②大学院教員の専攻の兼務

大学院設置基準第9条第2項においては、研究指導を行う教員は、修士課程及び博士課程をそれぞれ「一個に限り」兼ねることができる」と規定されている。産学独の研究機関が連携し、最先端研究・インフラを最大限活用した多様な研究指導を可能とするため、他の専攻を担当している教員が当該専攻(課程)においても、教育研究上支障を生じない場合には、一定の要件の下、研究指導を行うことができるようにする。【文部科学省】

## ③立体道路制度の対象の拡充

現行の立体道路制度の適用は、新設道路、自動車専用道路に限られているが、都市計画上の担保を条件にするなど、既存道路、一般道にまで適用を拡充する。【国土交通省】

## ④工業地域等における用途規制の緩和

工業地域及び工業専用地域においては、原則として建築することのできない宿泊施設等の建築物について、総合特区内においては立地に関する制限を緩和する。【国土交通省】

## ⑤特別用途地区内における用途制限の緩和

総合特区においては、特別用途地区内における建築物の用途の制限について、地方公共団体の裁量により緩和しやすくする。【国土交通省】

## ⑥権利者負担による区画整理地内の基盤整備の高度化

権利者の申し出により、自らの負担で基盤整備を高質化できる制度を創設する。加えて、その基盤整備が事業全体に影響を及ぼさない様にする為、事業計画の変更及び換地計画に特例措置を設置する。【国土交通省】

⑦インターナショナルスクールの設置促進

学校の設置基準を緩和し、学校教育法1条校とする。【文部科学省】

⑧外国人教員に関わる資格要件の緩和

外国において教育職員に関する免許状を授与された者は、日本において教育職員となることができるものとみなす。【文部科学省】

⑨海外の大学院との単位互換数の上限引上げ

現行では10単位までしか認められていない大学院における単位互換を、15単位まで可能にする。【文部科学省】

⑩新卒留学生の特区内トライアル雇用に対応する在留資格の創設

留学生が特区内の大学を卒業後、最長1年程度を想定したトライアル雇用を認めるとともに、当該留学生が現行の基準では就労可能な在留資格を満たせない場合であっても、試行後の本採用を含めた最長1年程度のトライアル雇用を認める在留資格及びこれに対応するビザを創設することにより、留学生の特区内就職に向けた取組を支援する。

【法務省・外務省・厚生労働省】

⑪帰国した卒後留学生の特区内再訪に対応するビザの創設

特区内の大学に留学経験を有する卒業生が帰国後に再訪する際のビザについて、マルチビザとする等の特例により、留学生の有する海外ネットワークを活用したビジネスマッチングを支援する。【外務省】

(2) 先進的な産業・研究開発拠点の形成

○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：41件）

関連する産業分野が広範多岐にわたる裾野の広い産業や、技術波及効果が大きく、産業連関効果を通じて、幅広く他産業の活性化にもつながるような産業について、既存の企業立地や裾野を支える中小企業の集積を活かし、企業立地競争力の強化や新規設備投資を促進するための規制緩和等を図るとともに、中小企業工場の集団化・共同化に向

けた環境を整備し、供給体制の構築を促進する。

また、国際競争力の源泉となる技術を生み出すイノベーション拠点を構築し、研究開発機能の集積を活かしたオープン・イノベーションを推進することにより、国際競争力の強化と新たな産業・雇用の創出を図る。

具体的には、機関・分野を超えた産学官の連携する拠点を整備し、最先端の研究施設・設備を用いた研究開発を効率的に実施する。そのため、知財活動・情報の共有化・発信機能の強化、研究開発プロジェクト推進支援体制の整備、共用研究インフラの効率的な運営サポート等の役割を担う新たなプラットフォームを構築する。また、最先端の研究開発拠点による研究開発の実施や外国人研究者受入のための周辺環境の整備を通じて国内外の優れた研究者を惹き付け、国際的な頭脳循環の拠点とする。

#### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

##### ①高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入（再掲）

##### ②工場の緑地面積規定の緩和

工場立地法における現行の緑地規制では、緑地の25%を超える部分の屋上緑地、駐車場緑地等の面積は緑地に参入できないが、この規制を緩和する。【経済産業省】

##### ③工場等の高度化事業の市町村経由での実施

地域の中小企業の生産性や効率性向上を図るために工場等の集約化、共同化を支援する高度化事業（融資事業）において、総合特区計画と協調して市町村が支援を行う場合は、現行で都道府県経由とされているスキームを市町村経由でも可能とする。【経済産業省】

##### ④国の補助金等により導入した研究設備・備品の使用のあり方の検討

国の補助金等により導入した研究設備・備品について、総合特区計画の目的に合致する範囲であれば、所管省庁による個別の承認を不要とし、転用後の主体に関わらず、国庫納付を求めずに転用できるよう

にする。【財務省】

⑤補助金の効率的な執行の可能化

研究開発機能の集積によるメリットを生かし、補助金等を効率的に活用するインセンティブを設けるため、国等から受けた補助金において、事業者が事業目的を損なうことなく効率的に事業実施する場合には、効率化によって生じた補助金分を事業者が使用することができるようにする。

また、一定の基準（例えば、研究日数が一定程度を越えている等）を満たしたものについては、繰越協議申請を自動承認にするなどの仕組みを導入し、補助事業者の負担の軽減を図る。【財務省】

⑥小型モビリティの実用化に向けた検討

現行の自転車以上、軽自動車以下の領域をカバーし、環境負荷が低く、近距離の移動に適した電動の小型モビリティの開発に向けて、利活用において最適となる車両の仕様（乗車定員、出力、最大積載量、最高速度、車両のサイズ、安全レベル等）、駐車空間、通行方法等の検証を行うため、関係省庁、有識者及び地域の関係者からなる協議会において安全性を確認し、地域で合意を得られた区域の公道において実証走行することを可能とするよう検討する。【警察庁・国土交通省】

⑦大学院教員の専攻の兼務（再掲）

⑧工場立地に係る緑地規制等の特例

総合特区計画に位置づけられた地域においては、工場の立地に関する緑地面積率等について工場立地法の特例を設ける。【経済産業省】

(3) 国際物流拠点等の国際競争力の強化

○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：35件）

アジアの荷動きの急拡大に伴い、各国の港湾が急成長する中、日本の港湾の地位低下が著しい。この背景には、日本の主要港がコスト、



サービス競争で遅れをとり、日本発着貨物ですら釜山等アジアのハブ港で大型船に積み替えて欧米に運ばれる割合が増えるとともに、アジアと欧米を結ぶ基幹航路の日本寄港回数が減ったことがある。この傾向が進めば、日本が世界の基幹航路から外れ、日本に立地する産業全体が、物流コストやサービス水準で不利となり、国際競争力の低下、海外流出が進むおそれがある。

このため、日本の国際コンテナ港湾においても、さらなる「選択」と貨物の「集中」により、ハブ機能の維持・強化を図る。具体的には、「民」の視点で一元的・戦略的港湾経営を行なう港湾経営主体を設立し、港湾コストを削減、サービスを向上させるとともに、日本各地から国際コンテナ港湾に貨物を運ぶ内航海運等のコスト削減、サービス向上や、後背地における荷主企業・物流企業の立地環境の改善を図る。

#### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

##### ①埠頭株式会社が柔軟且つ効率的な経営を行うための規制緩和

特定外貿埠頭の公共的性格に配慮し国・港湾管理者による経営への関与を担保するために設けられた規制を緩和する。(規制の例：(a)港湾管理者による株式の保有義務(b)港湾管理者による貸付に対する担保提供義務(c)事業計画及び収支予算の国土交通大臣への提出義務(d)外貿埠頭業務とその他業務との区分経理(e)財産処分の制限等(f)剰余金の配当その他剰余金の処分、合併、分割、解散の決議の大臣認可)

【国土交通省】

##### ②ふ頭内及び指定道路における 45 フィートコンテナの輸送実現

国際海上コンテナの規格に追加された 45ft コンテナについて、ふ頭内及び指定道路に限定し、40ft コンテナと同様に輸送を可能とする。

【国土交通省】

##### ③保税搬入原則の見直し

輸出通関申告については、関税法 67 条の 2 により、保税地域に貨物を搬入した後でなければ申告ができない。貨物を保税地域に搬入する前に、輸出通関申告を行うことが可能になれば、リードタイムが短縮

され、物流コストが低減するため、我が国企業の輸出競争力確保のためにも諸外国並みに見直しを行う。【財務省】

#### ④埠頭貸付制度の対象拡大

バルク貨物を取り扱う埠頭の行政財産の貸付は、水深が14m以上必要であること等の要件を満たす必要があるが、これを緩和し水深12mの施設の貸付を可能にする。【国土交通省】

#### ⑥工業団地造成事業の造成工場敷地について譲受人の資格要件を拡大

造成工場敷地の譲受人資格は、「自ら」製造工場等を経営しようとする者に限定されているが、造成工場敷地を譲り受けた上で製造業者に当該土地を貸し付ける者が、製造業者との間で「所有関係や支配関係」が無くても、或いは、両者が「実質的に一体」でない場合でも、総合特区法に基づく計画に従って、右譲受及び貸付に係る土地において製造工場等の経営が行われることが、総合特区制度の枠組みで確認出来る場合には、自ら製造工場等を経営しようとする者に加えて、「製造工場等を経営する者に土地を貸し付ける者」を、新たに譲受人資格の対象とする。【国土交通省】

### (4) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信

#### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：12件）

我が国の国際競争力のある商品分野の一つであるソフト・コンテンツ分野は、アニメやストリートファッションを中心に世界で注目度が高まっている。また、映像コンテンツ分野についても、ロケ地としての優れた環境や高い技術力を持つ事業者の存在、優秀な人材、アジアを中心とする海外とのネットワークが内外から高く評価されている。一方で、それらの人気や評価が、必ずしもビジネスに結びついていないのが現状である。これらのコンテンツ関連事業者の集積を図り、新たなコンテンツビジネスの創出を行うことにより、コンテンツ、ファッション及びこれらに関連する情報技術をスピーディに創造するアジアのクリエイティブ拠点を目指す。

○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

①映画撮影に係る許可手続の迅速化

映画撮影に係る道路使用・占有許可、特殊車両走行許可、火薬類の使用許可、国立公園、空港等の使用許可等について、フィルムコミッションや関係行政機関で構成する連絡協議会により、所要の手続が速やかに行われるよう改善を図る。【警察庁・経済産業省・国土交通省・環境省】

②海外クリエイター誘致のための在留資格要件の緩和

特定地域内のコンテンツ制作企業等が「外国人クリエイター」を誘致するに当たり、当該「外国人クリエイター」が我が国で就労可能な在留資格が付与されるために必要とされる学歴や実務経験の基準を満たせない場合であっても、それに相当する専門的な知識、技術、技能を有する場合は、それを担保する措置を講じることなどを前提として、就労可能な在留資格を付与することを検討する。【法務省・厚生労働省】

③コンテンツ配信関連設備の設置容易化

公共スペースにおけるデジタルサイネージや無線 LAN のアクセスポイント等の設置を促進するため、道路の使用許可や占用許可が速やかに得られるよう、申請書や添付書類の簡素化を図るなどの改善を図る。【警察庁・国土交通省】

## 4. 観光立国・地域活性化戦略

### (1) 観光立国の推進

#### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：37件）

海外誘客は、観光立国を推進する我が国経済の成長にとって非常に重要な役割を果たすことが期待されている。我が国の伝統文化等に関心を抱く欧米諸国や、急速な経済成長を遂げる中国をはじめとするアジア諸国から、消費額の大きい富裕層を含む多くの訪日外国人旅行者を呼び込むことは、経済効果も高く、我が国の経済成長に大きく寄与する。

また、我が国が本格的な少子高齢化社会を迎え、地方経済においても新たな活性化アプローチが模索される中、内外の観光客を呼び込んでの観光交流人口拡大と需要創出は、地域経済活性化の起爆材として、地域から大きな期待を集めている。

このため、訪日外国人観光客の受入れ拡大に向けた体制整備を図るとともに、洗練された食文化、長年受け継がれてきた伝統工芸、歴史的建造物、四季を肌で感じ取れる美しい風景などの地域の観光資源を活かして、個性豊かで魅力に富んだ観光地づくりを進める。

まず、訪日外国人旅行者の受入れ拡大に向けた体制整備にあたっては、外国語表示の徹底を図ることはもとより、現在業務独占資格となっている通訳案内士制度の見直しを行い、地域における外国語ガイドの積極的な育成・活用を進めることが重要であるほか、C I Qの円滑な推進、空港・港湾等の受入体制の充実を図る。

また、携帯／車載端末等の情報機器（I C T）やコールセンターを活用した外国語による観光情報の提供を強化するとともに、宿泊施設・観光施設における外国語での接遇向上を図り、言語バリアを感じさせない体験交流プログラムを充実させる。国内外から多くの人々を惹き付けるにあたっては、コンベンション（M I C E）の誘致促進や、医療と観光の連携による国際医療交流等の推進等の取り組みも重要である。

さらに、地域の観光資源を活かし、個性豊かで魅力ある観光地づくりを進めるべく、地域の歴史・風土に培われ、伝統ある風情を伝える町屋・古民家、街並み等の保全と宿泊施設等への積極活用を図るとともに、地域に根ざした伝統工芸や文化・歴史遺産、美しい自然環境はもとより、先進的な産業技術、アニメに至るまで、地域の観光資源をフルに活かして「着地型」観光を推進する。グリーンツーリズムや文化観光、産業観光等のニューツーリズムの振興、滞在型観光地づくりの推進、広域的な観光ルートの充実等により、地域が多くの内外観光客を惹き付ける魅力あるディスティネーションになるための取り組みを進める。徹底したバリアフリー化により、高齢者・障がい者も楽しめる観光地づくりも重要である。

伝統文化やコンテンツの知名度、好感度を十二分に活かし、その地でしか体験できない魅力づくりを進めることによって、観光客の増加が地域の魅力を一層向上させ、さらには、狭義の観光産業のみならず、地域の多様な関連産業と連携して、地域資源をトータルに打ち出すことにより、地域の自立と持続的発展に繋げる「観光振興によるプラスの循環」を力強く創造していく。

## ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

### ①訪日外国人旅行者の受け入れ体制を整えるための、通訳案内士以外の者による有償ガイドの実施

現行制度においては、国家資格である通訳案内士以外の者が有償でガイド業務を行うことが不可能であるが、より一層増大する訪日外国人旅行者に対応するべく、一定の資質管理等を行いながら、通訳案内士以外にも有償ガイドを認めることを可能とすべく、通訳案内士法の特例を設ける。【国土交通省】

### ②外航クルーズ船の外国人乗客に係る仮上陸許可の行動範囲の拡大

外航クルーズ船の外国人乗客に対する仮上陸許可につき、一日単位で周遊可能な地域交通圏の拡大状況等を踏まえて、仮上陸許可で行動可能な範囲をより広域に拡大する。【法務省】

### ③旅行業法に係る総合特区内宿泊施設に対する特例

観光圏整備法によって設けられた、観光圏内の「宿泊業者が宿泊者の旅行について旅行業者代理業を営むことができる」旨の特例を、新たに総合特区内の宿泊業者に対して創設し、宿泊業者が宿泊観光客に観光ツアーを企画、提供することを可能とする。【国土交通省】

### ④旅館業法に係る客室面積要件の適用除外（田舎暮らし交流体験民宿）

地域に根ざした伝統工芸品の製造業者又は集落の活性化や空き屋利用に取り組むNPO法人が、自宅の一部又は空き家を利用し、田舎暮らし交流体験の機会を提供すべく、小規模な民宿を開業する場合、簡易宿所の客室面積の要件（33㎡以上）を適用しない。【厚生労働省】

### ⑤町屋・古民家に関する旅館業法の規制緩和（最低客室数及び玄関帳場の設置義務等の緩和）

地域の歴史・風土に培われた風情ある町屋・古民家に泊まって、旅行者に伝統文化を実体験してもらおうことが出来るよう、町家・古民家の宿泊施設活用の促進を図るため、旅館業許可に要する構造設備の基準（最低客室数、玄関帳場の設置義務等）を緩和する。【厚生労働省】

## (2) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化

### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：31件）

食料自給率の低迷（21年供給熱量ベース41%）、農業所得、農業者や農地の減少、農村の活力低下等、農業、農村は厳しい状況におかれている。

一方、我が国は、高い研究能力や加工技術力を有しているとともに、食の安全性に関する高い意識が根付いている。

こうした中、世界の食料事情をみると、需要面と供給面で様々な不安要因があるとともに、穀物等の生産や輸出は特定国に集中している。また、食文化に共通点が多く、輸送距離が短い東アジアでは経済成長に伴って消費の成熟化が進み、量の確保とともに、安全で美味しい食品などへの需要の拡大が見込まれている。

これまでも我が国は農林水産物の輸出対策を講じてきたところであるが、農業・水産業・食品産業を、我が国の国際戦略産業として位置づけ、安全性とブランド力のある農水産物とそれらを原材料とする高付加価値食品により、諸外国への輸出を拡大するような地域の取り組みを支援していく必要がある。

このため、農地を有効に活用するとともに、多様な資金調達手段の確保や意欲ある担い手の受入促進、大規模化や先進的な生産・加工技術の活用等の取組を促進する。

併せて、農水産業を含めた食に関する生産、加工、流通等に係る関連産業の集積や連携の強化を図るとともに、産業界、大学、試験研究機関、行政の「産学官」が連携した地域の強みを活かした取組を推進する。

これにより、我が国の食料自給率向上や農水産物等の海外輸出の促進に貢献し、農水産業を核に成長発展する地域づくりを図る。

#### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

##### ①農業生産法人の要件（資本、事業、役員）見直し

農業生産法人に対する出資制限を廃止し、装置産業である農業分野におけるリスクマネーの供給を促進する。また、一般の株式会社に農地所有を認めることにより、株式会社による農業参入及び農地への投資を促進し、意欲ある多様な農業者の参入を促進する。【農林水産省】

##### ②農業委員会の在り方の見直し

農地等の権利移動に係る許可をはじめ、農業委員会が行うとされている事務を、農業委員会に代替的的確に実施することができる団体が行えるものとする。【農林水産省】

##### ③6次産業化、施設園芸推進のための施設整備に係る農地転用規制の緩和

6次産業化を推進するための施設等の設置に当たっては、農地転用規制を緩和する。また、土壌に直接栽培しない形態の植物工場等の設置に際しても、農地転用規制を緩和する。【農林水産省】

#### ④農地利用集積円滑化事業を行う団体の対象拡大

農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売り渡し、貸付け等を行う農地利用集積円滑化事業について、市町村、農業協同組合、一般社団法人・一般財団法人以外であっても、一定の条件を満たす者であれば、法人格を問わず行うことができることとする。【農林水産省】

#### ⑤農地取得、賃借要件の緩和

現在農地の権利取得にかかる下限面積は、地域の実情に応じ農業委員会の判断で引き下げられるようになっている（下限10アール）が、参入形態に応じて小さい面積でも農業がスタートできるよう、下限面積の要件を緩和する。【農林水産省】

#### ⑥共有農地に関する利用権設定の緩和

法改正により、数人の共有に係る土地について、存続期間5年未満の利用権を設定する場合には、2分の1を超える共有持分を有するものの同意で可能とされたところであるが、施設園芸を行う場合等については、10年以上の期間を設定できることとする。【農林水産省】

#### ⑦農地利活用促進のための固定資産課税台帳の閲覧

農地に係る利用権等の設定に当たっては、農地所有者の同意を得ることが必要であるものの、不在村地主の増加や農地の相続等により、農地所有者を特定することが困難となっている。このため、固定資産課税台帳の閲覧を可能とすることにより、農地所有者の特定を行いやすくする。【総務省】

### (3)森林・林業の再生と中山間地域の保全

#### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：18件）

豊富な森林資源に恵まれ、地域全体の環境保全等にも寄与してきた中山間及び山間地域の集落では高齢化・過疎化が顕著に進行しており、



農地・森林の保全が厳しさを増している。林業については木材価格の長期的低迷、林家の生産意欲の低下、林業従事者の高齢化とあいまって林業後継者の不足が顕著になってきているほか、中山間地域の農業は厳しい生産条件に加え、鳥獣による被害が増大し、生産者意欲の低下が懸念されている。

これらの地域を持続可能でかつ活力のある地域とするためには、交流人口や定住人口の増加につなげるとともに、豊かな地域資源を有効に活用し、地域の高齢者をはじめ多くの人々の生産や活動の場の創設にもつながるような取組を推進することが必要である。

このため、国産材の利用の拡大等により、森林地域の有する資源を活用するとともに、付加価値を高める取組等を支援することで、中山間・山間地域の再生と活性化を図る。

また、森林の現況等諸条件を正確に把握し、森林所有境界の明確化、森林施業地の集約化等を計画的に進め、森林整備を推進するとともに、施業の進まない森林に対するセーフティネット構築の取組を推進する。さらに、間伐材や端材等を活用した高付加価値新素材の開発や未利用木質バイオマスの積極的な利用促進策を講じる。加えて、鳥獣被害の減少による安心して暮らし・生産を続けられる環境を整備するとともに、二地域居住の推進等による交流人口、定住人口の拡大を進める。

#### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

##### ①所有者不明の森林を公的に整備する制度の創設（公的主体による暫定的整備を可能とする）

集約化施業の推進に当たっては、流域内の森林所有者の合意のもとに整備を進めることが重要であるが、立地条件の悪い森林や所有者不明により通常では整備がきわめて困難な森林が存在する。このような森林については、市町村等公的な主体が暫定的に管理する手法が必要。このため、森林整備がきわめて困難な森林について、公的な主体が暫定的に管理できる権限を与え、森林経営計画(仮称)に組み入れるとともに、同計画に基づき、所有者に代わって森林整備を実施できることとする。【農林水産省】

②所有者不明の森林に対する分収育林契約締結事務の簡略化

市町村森林整備計画に定める「要間伐森林」のうち、相続等が行われていないため所有者が不明となっている森林について、分収育林契約締結事務を簡略化し、病虫害の発生防止や、水源の涵養など公益的機能の保持に取り組むことができるものとする。【農林水産省】

③森林施業集約化の促進のための固定資産課税台帳の閲覧

相続等により森林所有者の特定は困難となっており、地権者が不明で全く手を出すことができない森林が存在している。このため、固定資産課税台帳の閲覧を可能とすることにより、森林所有者の特定を行いやすくする。【総務省】

④有害鳥獣の捕獲・狩猟について期間や時間帯の延長

狩猟期間を延長するほか、一定の条件の下においては、夜間発砲についても規制を緩和する。【環境省】

⑤鳥獣保護区での捕獲制限の緩和、箱わな狩猟免許の緩和、免許試験の緩和

鳥獣捕獲が禁止されている鳥獣保護区であって、農林業被害を発生している地域においては、シカやイノシシなど重大な被害をもたらしている鳥獣をわなで捕獲する場合に限り、狩猟期間中の許可を受けることなく捕獲することができるものとする。

また、第1種狩猟免許を取得している者は、講習会の受講等によりわな猟を行えることとするとともに、狩猟免許試験の一部免除対象者を警察官OB・自衛隊OB等に拡大する。【環境省】

⑥日没後の狩猟制限の緩和及び消音器の使用

人のエリア内進入を規制するとともに、銃弾のエリア外拡散防止策を講じる等、一定の条件の下、日没後の狩猟及び消音器の使用を認める。【警察庁・環境省】